

平成21年度東大和市教育委員会の
権限に属する事務の管理執行状
況の点検及び評価報告書

平成23年3月

東大和市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

第2章 教育委員会議について

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 教育委員会議の開催状況 | 2 |
| 2 | 教育委員会議等の審議状況 | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 | 6 |

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成21年度主要施策の点検 及び評価について

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 8 |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長 | 13 |
| 3 | 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実 | 23 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 34 |

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

【資料】

- | | |
|--|----|
| 東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検
及び評価実施要綱 | 45 |
|--|----|

教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成21年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

（1）点検及び評価の対象

- ① 平成21年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成21年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

（2）点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
 - ア 定員 3人（内2人は市民公募）
 - イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

第2章 教育委員会議について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会議の開催状況

教育委員会議については、原則として毎月1回「教育委員会定例会」を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会議の他に、随時、教育委員懇談会を実施しました。（合計で21回[27回]開催しました。）

- (1) 教育委員会定例会…… 12回[12回]、[教育委員会臨時会3回]
- (2) 教育委員懇談会……… 8回[8回]、教育委員懇談会臨時会… 1回[4回]

※ []内は、参考として前年度の数値を入れたものです。以下同様

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会定例会及び臨時会（合計で52件[50件]について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針…………… 1件[1件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃…………… 9件[15件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事…………… 6件[3件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申し出…………… 7件[8件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止…………… 0件[0件]
- ⑥ 教科書の採択…………… 3件[2件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針…………… 7件[4件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱…………… 15件[9件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの…………… 4件[8件]

○第4回定例会(21年4月24日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第4号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第15号議案	東大和市立郷土博物館館長の任命について(承認)	③
第16号議案	平成21年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨
第17号議案	東大和市立図書館協議会委員の委嘱について(承認)	⑧

○第5回定例会(21年5月21日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第18号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧
第19号議案	東大和市立公民館運営審議会委員の委嘱について(承認)	⑧
第20号議案	東大和市立公民館保育室運営要綱の一部を改正する要綱(承認)	②
第21号議案	東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について(承認)	⑧

第 22 号議案	東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について(承認)	⑧
----------	-------------------------	---

○第 6 回定例会(21 年 6 月 26 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 5 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 6 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第 7 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第 8 号報告	平成 21 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について(承認)	⑨
第 23 号議案	東大和市学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則(可決)	②
第 24 号議案	東大和市文化財専門委員の委嘱について(承認)	⑧
第 25 号議案	東大和市立図書館運営規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第 7 回定例会(21 年 7 月 25 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 26 号議案	平成 22 年度使用東大和市立中学校用教科書の採択について(承認)	⑥
第 27 号議案	平成 22 年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について(承認)	⑥
第 28 号議案	給食費の還付起算日の変更について(諮問)(承認)	⑦
第 29 号議案	東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申し出について(承認)	④

○第 8 回定例会(21 年 8 月 28 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 9 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第 30 号議案	給食費の還付起算日の変更について(答申)(承認)	⑦
第 31 号議案	東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第 9 回定例会(21 年 9 月 28 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 10 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 32 号議案	東大和市学校給食計画(案)について(諮問)(承認)	⑦

○第 10 回定例会(21 年 10 月 21 日)

付議事件 なし

○第 11 回定例会(21 年 11 月 26 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 11 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧

第 12 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
----------	--------------------	---

○第 12 回定例会(21 年 12 月 18 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 13 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 14 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 15 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑥
第 33 号議案	東大和市学校給食計画(案)について(中間答申)(承認)	⑦

○第 1 回定例会(22 年 1 月 21 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第 1 号議案	平成 22 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 22 年度東大和市学校給食会計予算の諮問について(承認)	⑦
第 2 号議案	東大和市教育委員会の教育目標及び平成 22 年度東大和市教育委員会の基本方針について(承認)	①

○第 2 回定例会(22 年 2 月 26 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 2 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第 3 号議案	東大和市学校給食計画(案)最終答申について(承認)	⑦
第 4 号議案	平成 22 年度東大和市学校給食事業計画及び平成 22 年度東大和市学校給食会計予算の答申について(承認)	⑦
第 5 号議案	東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②

○第 3 回定例会(22 年 3 月 24 日)

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第 1 号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について(承認)	⑨
第 3 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 4 号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第 6 号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③
第 7 号議案	平成 20 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書(案)について(承認)	⑨
第 8 号議案	東大和市立学校学校歯科医の委嘱について(承認)	⑧
第 9 号議案	東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について(承認)	⑧

第 10 号議案	東大和市立郷土博物館協議会委員の委嘱について(承認)	⑧
第 11 号議案	東大和市体育指導委員の委嘱について(承認)	⑧
第 12 号議案	東大和市立図書館協議会委員の任命について(承認)	⑧
第 13 号議案	東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則(可決)	②
第 14 号議案	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程(可決)	②
第 15 号議案	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②
第 16 号議案	東大和市立小中学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則(可決)	②

(2) 教育委員懇談会及び懇談会臨時会 (合計で34件[23件]について協議しました。)

○第3回懇談会 (平成21年4月10日)

協 議 項 目	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校規模適正化について 2 東大和市立小・中学校施設の耐震化計画について 3 全国学力・学習状況調査について
---------	--

○第4回懇談会 (平成21年5月8日)

協 議 項 目	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校規模適正化について 2 東大和市学校給食の現状と課題について 3 中央図書館開館時間の一部変更について
---------	---

○第2回懇談会臨時会 (平成21年5月21日)

協 議 項 目	<ul style="list-style-type: none"> 1 東大和市学校給食計画 (案) について
---------	---

○第5回懇談会 (平成21年7月10日)

協 議 項 目	<ul style="list-style-type: none"> 1 東京都市町村教育委員会女性教育委員研修会報告について 2 第二中学校卒業式後の送り出しの取りやめについて 3 学校規模適正化について 4 児童・生徒の安全について 5 東大和市学校給食センター給食費に関する規則の一部改正について 6 平成21年度教科書採択事務の進捗状況及び経過報告について 7 (東京都教育委員会実施)児童・生徒の学力向上を図るための調査等の報告について 8 東大和市体育施設等指定管理者候補者選定結果について
---------	---

○第6回懇談会（平成21年8月7日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都市町村教育委員会女性教育委員研修会報告 2 東大和市学校給食計画（案）について 3 給食費の還付起算日の変更について 4 学校規模等の適正化について
------	--

○第7回懇談会（平成21年10月9日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校給食計画について 2 学校ICT整備事業概要について 3 東大和市内の防犯カメラについて
------	--

○第8回懇談会（平成21年11月6日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の点検・評価について 2 東大和市学校給食計画（案）審議状況について（報告） 3 東大和市教育委員会の教育目標及び平成22年度東大和市教育委員会の基本方針について 4 ふれあい街頭キャンペーンについて
------	--

○第1回懇談会（平成22年1月8日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 東大和市教育委員会の点検・評価について 2 学級閉鎖の状況について 3 東大和市教育委員会の教育目標及び平成22年度東大和市教育委員会の基本方針について 4 小・中連携に関する考え方について 5 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配について
------	---

○第2回懇談会（平成22年2月5日）

協議項目	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成21年度卒業式における教育委員会告辞（案）及び平成22年度入学式における教育委員会告辞（案）について 2 東大和市体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 3 東大和市立図書館資料複写サービス取扱要綱の一部を改正する要綱について
------	---

3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議への出席以外に、平成21年度は学校訪問、各種行事等に延べ132回[130回]参加しました。

(1) 東京都市町村教育委員会連合会（6回）[6回]

- ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会（5月）
- ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会（4、8、1月）
- ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会（10、2月）

(2) 関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 (1回) [1回]

- ① 総会及び研修会 (5月)

(3) 学校訪問 (42回) [36回]

- ① 授業公開 (15回)
② 道徳事業地区公開講座 (16回)
③ 教育委員学校訪問 (8回)
④ 教育の日やまと (3回)

(4) 学校各種行事・儀式 (61回) [65回]

- ① 入学式・卒業式・運動会 (45回)
② 展覧会・学芸会 (5回)
③ 十小30周年記念行事 (1回)
④ 合唱コンクール (5回)
⑤ 連合書初め展 (1回)
⑥ 連合音楽会 (1回)
⑦ 学習発表会 (3回)

(5) 教育委員会等各種行事 (22回) [22回]

- ① 文化協会総会、祭典 (2回)
② 体育協会評議委員会 (1回)
③ 第39回市民文化祭開会・閉会式 (2回)
④ 体育協会創立40周年式典 (1回)
⑤ 第40回ふれあい市民運動会 (1回)
⑥ スポーツレクリエーションフェスティバル (1回)
⑦ 第56回成人式 (1回)
⑧ 全国青少年健全育成強調月間駅頭キャンペーン (1回)
⑨ 公民館まつり (5回)
⑩ 第44回ロードレース (1回)
⑪ 第20回多摩湖駅伝大会 (1回)
⑫ PTA連合協議会総会、懇談会、講演会 (3回)
⑬ 市政功労者表彰式 (1回)
⑭ 消防出初式 (1回)

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成21年度主要施策の点検及び評価について

基本方針1

「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

(1) 人権教育の推進

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。
- ② 社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、誰もがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出すとともに、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

(2) 社会への貢献

- ① 市民の教育に対する関心を高め、教育について共に考える「教育の日やまと」や「東京都教育の日」等を活用し、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
- ② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校、家庭、地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

(3) いじめ・不登校の対策

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。また、不登校児童・生徒、その家族への支援のための取組を充実する。

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委

員会、PTAなどの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室や情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育をとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

■ 施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会(担当校長2名、各校主幹・教諭15名)を年間4回開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

③ 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。
(指導室)

■ 今後の取組の方向性

人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。
(指導室)

(2) 社会への貢献

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神をはぐくみ、家庭や地域と連携して様々な体験活動を推進し、東京都教育委員会の「心の東京革命」教育推進プランの実施に努める。

■ 施策の取組状況

① 「教育の日やまと」の開催

「教育の日やまと」において、教育課題解決に向けた校内研究を支援するために設けられた研究奨励校(小学校9校・中学校1校)[小学校7校・中学校2校]の研究発表会を開催し、教職員や保護者、市民が共に教育について考える機会を設けた。
参加人数延べ 1,020人[813人]

② 「道徳授業地区公開講座」の全校実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・

中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校（小学校10校、中学校5校）で実施した。公開内容・方法を各校が工夫したことで参加者が増加した。

参加者 教職員154人[147人]、保護者810名[603名]、地域42人[45人]、講師11人[11人]、[授業協力者4人]

③ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月13日に「駅頭キャンペーン」を教育委員（5人）の参加のもとに市内各駅（東大和市駅、武蔵大和駅、玉川上水駅）及び市内スーパーマーケット前交差点にて行った。

しおり配布 700枚

（指導室）

■今後の取組の方向性

教育について共に考える機会として「教育の日やまと」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取り組みを一層推進する。

（指導室）

（3）いじめ・不登校の対策

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、教育センターの活用、訪問指導等により、学校における教育相談機能の充実を図る。

特に、「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに万全の対応を期す。また、不登校児童・生徒、その家族への支援のための取組を充実する。

■施策の取組状況

① 全中学校及び一部の小学校へのスクールカウンセラー配置

市内全中学校（5校）と一部の小学校（3校）にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。

② さわやか教育相談室、教育情報室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携

さわやか教育相談室、教育情報室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。

また、サポートルーム連絡会を開催し、東京都教育相談センターから不登校対策専門相談員を招聘し、指導助言を受けて、連携を行った。

サポートルーム連絡会 年間3回開催

③ メンタルサポートスタッフの派遣

不登校や不登校傾向、学校不適応の児童・生徒の情緒面の安定や生活への適応を図るため、学校、家庭、適応指導教室等にメンタルサポートスタッフを派遣した。年間延べ340件[424件]

④ 24時間電話教育相談の開設

市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、心身の健康、行動、学習、進路等について、毎週火曜日に24時間電話教育相談を開設した。

相談件数 年間60回[58回]

⑤ 子どもの人権オンブズマン

人権上の諸問題に関する相談活動を通じて、関係機関と連携しながら児童・生徒の人権を守り、広く人権尊重の精神の育成を図るため、子どもの人権相談コーナー（通称「子どもの人権オンブズマン」）を教育センター教育情報室内に毎月第2、第4水曜日（午後3時から午後5時）に開設した。

年間 計24回[24回]

⑥ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施

スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員、子どもの人権相談コーナー相談員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。

年間2回開催[3回]

⑦ 不登校対策研究推進チームの設置

教育委員会内に、不登校対策研究推進チームを設置し、不登校対策講演会を実施した。また、各機関との連携を行うとともに、各校の欠席対応について分析を実施した。その結果、不登校児童・生徒が昨年度比20%減[15%減]の85人[107人]となった。

(指導室)

■今後の取組の方向性

教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

不登校対策協力校を募り、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

(指導室)

（4）青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、PTAなどの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室や情報モラル教育等、非行防止や犯罪から守る教育をとおして、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成と充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

年間2回[3回]

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

年間1回[1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。
- ② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。
- ③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあつて、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められる。

そのために、確かな学力をはぐくみ、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

(1) 国際社会への対応

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等の各校種間のつながりや学校間及び保育園等との連携を重視した教育を推進する。特に、小学校から中学校への円滑な接続を図るために、一層小学校と中学校が連携し、教育の充実を図る。
- ② 児童・生徒が自らの資質や能力を発見し、自分に自信をもち、主体的に自己実現を図る力をはぐくむことができるよう、カリキュラムや指導法の工夫・改善を進める。

(2) 基礎学力の向上

授業時数を増やし、新学習指導要領への対応を行うとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団等による指導を一層充実させる。

また、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進め、思考力・判断力・表現力等を育成し、個に応じた多様な教育を推進する。

(3) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

(4) 授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立する。さらに、学校評価や児童・生徒及び保護者等からの授業評価を活用し、授業改善を促すことで、児童・生徒の学力向上を推進する。

(5) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進する。また、ニート、フリーターと

呼ばれる若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむ教育を充実する。

(6) 教育環境の整備

学校規模の適正化に向けて、東大和市立学校規模等適正化審議会の答申を踏まえ、調査・検討を進める。

(7) 特色ある教育活動

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、社会教育機関等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

(8) 環境教育の推進

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

(9) 食に関する教育の充実

学校と家庭・地域の連携の下に、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、食に関する教育の一層の充実を図る。また、アレルギー疾患対策など新たな課題に対応するため、各学校の保健委員会の設置を進める。

(10) 特別支援教育を推進

発達障害も含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの確立を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実に努める。
- ③ 障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するための連携の在り方について、検討を進める。

(11) 伝統文化の理解

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ。また、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

(1) 国際社会への対応

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、独創性や才能を伸ばす多様な教育手法等を拡充する。

■施策の取組状況

① ALT（外国人講師）の派遣

中学校の外国語（英語）授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、ALT（外国人講師）を派遣した。

派遣時間 中学校 501時間[519時間]

② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応

を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

派遣時間 306時間[361時間]（対象児童数6人、対象生徒数5人）[対象児童数7人、対象生徒数4人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 小学校5、6年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② ALT（外国人講師）の派遣を拡充する。

(指導室)

(2) 基礎学力の向上

授業時数を増やし、新学習指導要領への対応を行うとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の特性や進路希望の多様化等に対応するため、習熟の程度等に応じた少人数の学習集団等による指導を一層充実させる。

また、指導と評価の一体化、授業改善推進プランに基づいたカリキュラム、授業の工夫・改善を進め、思考力・判断力・表現力等を育成し、個に応じた多様な教育を推進する。

■施策の取組状況

① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

配置校 小学校10校[8校]、中学校5校[3校]

② 「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果及び指導のポイント」の作成・配付

学力・授業力向上推進委員会を設置して、調査結果を分析し、「児童・生徒の学力向上を図るための調査結果及び指導のポイント」を作成するとともに、国語・算数・数学の「わかる・できるプリント」を作成し、各学校へ配付した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。
- ② 学力・授業力向上推進委員会における調査分析を生かした教材づくりを行う。

(指導室)

(3) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東京都子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化にかかわれる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、

生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

配置校数 小学校10校[10校]、中学校5校[4校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 学校図書館指導員により、指導員を活用した児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。

(指導室)

(4) 授業改善推進プラン

小・中学校においては、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果等に基づき「授業改善推進プラン」を作成・実施・改善していく授業改善サイクルを確立する。さらに、学校評価や児童・生徒及び保護者等からの授業評価を活用し、授業改善を促すことで、児童・生徒の学力向上を推進する。

■施策の取組状況

- ① 全小・中学校の授業改善推進プランの作成

児童・生徒にとって魅力ある授業を展開するため、授業改善を図った。また、学力向上についての保護者や市民の期待に応えるため、市内全小・中学校において、「授業改善推進プラン」を作成した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成・活用し、確かな学力向上を図る。

(指導室)

(5) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等にかかわる適切な情報収集・提供等のガイダンス機能の活性化を推進する。また、ニート、フリーターと呼ばれる若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じてはぐくむ教育を充実する。

■施策の取組状況

- ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請

商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。

- ② 各学校への情報提供

職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

中学校職場体験学習の機会が得られるよう、市内民間事業者や関係団体等へ協力を要請する。

(指導室)

(6) 教育環境の整備

学校規模の適正化に向けて、東大和市立学校規模等適正化審議会からの答申を踏まえ、調査・検討を進める。

■施策の取組状況

① 学校規模の適正化に向けた調査・研究

市立学校の適正規模・適正配置のあり方について、学識経験者5人、公募市民3人による「学校規模等のあり方検討委員会」を設置し調査検討を2回行った。

開催回数	開催日	内 容
第1回	平成22年1月25日	・委嘱状交付 ・正・副委員長の選出 ・趣旨説明 ・その他
第2回	平成22年2月24日	・配布資料への質疑 ・各委員の学校規模等に関する考え方 ・その他

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

① 今後も、「学校規模等のあり方検討委員会」の提言に向け、調査検討が円滑に行われるよう事務局として補佐していく。

(学校教育課)

(7) 特色ある教育活動

市立小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、社会教育機関等と連携し、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

■施策の取組状況

① 特色ある教育活動を推進

特色ある教育活動を推進するために、博物館等の社会教育施設の活用による総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。

実施校 小学校10校[8校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 社会教育施設(郷土博物館)・市内社会施設等との連携を図り、地域の教材を活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実施できるよう、情報提供を行う。

(指導室)

(8) 環境教育の推進

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境保全活動及び環境教育を推進する。

■ 施策の取組状況

① 各学校の特色に応じた環境教育の実施

各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及び生物の観察などの環境教育を推進した。

小学校 5 校[5 校]

② 地球温暖化等の環境への関心を高める

エコチャレンジなどの実践的なプログラムを体験させる環境教育を、全小学校で実施した。

小学校 10 校[10 校]

(指導室)

■ 今後の取組の方向性

①② 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、エコチャレンジなどの実践的なプログラムを体験させる環境教育を、全小・中学校で実施することを指針とする。

(指導室)

(9) 食に関する教育の充実

学校と家庭・地域の連携の下に、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、食に関する教育の一層の充実を図る。また、アレルギー疾患対策など新たな課題に対応するため、各学校の保健委員会の設置を進める。

■ 施策の取組状況

① 全小・中学校における全体計画の作成

食に関する教育の充実を図るために、全小・中学校において食育の全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。

② すべての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、一層の充実を図った。また、夏季研修会において食育に関する研修会を実施し、先進校の実践を学んだ。

(指導室)

③ 児童・生徒への食に関する指導

学校と連携し、給食の歴史、地場野菜、食材、バランスの良い食事、肥満とやせ等をテーマとして食育指導を行った。

④ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜を給食に取り入れた。地場野菜の使用について紹介する「農産物直売所マップ」を 2,000 部作成し、市内の小学校 3・4 年生へ配付した。

- ・使用野菜 ジャガイモ、きゅうり、里芋、にんじん、大根、ブロッコリー、キャベツ
 - ・使用量 4,660kg (平成20年度 4,024kgから636kg、15.8%増加)
- (給食課)

⑤ 栄養教諭による食育授業の実施

第一小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校において、「食に関する指導の年間指導計画」に基づいた食育の授業を各学年で行った(食育研究指定地区事業)。
(指導室)

⑥ 保護者を対象とした食育

給食試食会の際に、保護者対象に朝食の大切さ等についての食育を行った。

	平成21年度	平成20年度	比較増減
回数	12回	12回	0
参加人数	456人	448人	8

(給食課)

■今後の取組の方向性

- ①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。
(指導室)
- ③ 引き続き、給食を「生きた教材」とし、児童・生徒への食育を推進する。
- ④ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給食に取り入れるとともに、使用種類を増やし、より一層の活用を行う。
(給食課)
- ⑤ 食育をより理解し広げていくために、今後も継続して行っていく。食育基本法の趣旨や制定された背景を含め学校給食への理解をより深める。
また、現在、給食センターで行っている食育の現状を紹介し、引き続き教職員との連携を図っていく。
(指導室)
- ⑥ 児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。
(給食課)

(10) 特別支援教育を推進

発達障害も含めた多様な障害のある児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

■施策の取組状況

- ① 教育委員会における体制の強化
教育委員会の組織編制変更に伴い、特別支援教育係を設置し、各学校への支援、

体制の強化を図った。

② 小・中学校における特別支援教育を円滑に進める体制の整備

特別支援教育の推進のため、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心とした、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援のしくみとして、「東大和市特別支援教育取組マニュアル」を活用して具体的な取組手順と方法を整理・確立した。

③ 幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備

幼稚園・保育園からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、未就学児保護者向け特別支援教育啓発パンフレットを作成し、就学支援シートとともに、就学時健診時に保護者へ配布を行った。また、各学校説明会時に就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。

④ 特別支援学級設置校長会及び特別支援教育検討委員会の実施

特別支援学級設置校長会を実施し、充実を図る上での課題解決を図った。

3回実施

また、特別支援教育検討委員会を実施し、特別支援教育の取組手順等をまとめた「特別支援教育東大和市マニュアル」（「東大和市特別支援教育取組マニュアル」を充実改訂したもの）の作成、未就学児の保護者向けパンフレットの作成等を行った。

3回実施

⑤ 特別支援ネットワーク

保健・医療、福祉等関係機関が連携し、発達障害のある幼児・児童・生徒が幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、連携会議の開催について、検討を行った。また、関係相談機関が主催する個別のケース会議において具体的な支援策等の話し合い及び連携をとった。

⑥ 巡回指導・相談体制の整備

心理相談員（臨床心理士）1人、訪問教育相談員（臨床心理士）2人、教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人を配置し、不登校・発達障害等を含めた広義の特別支援教育に係る巡回相談を4人体制で実施した。これにより学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言、保護者相談をより丁寧に行った。

巡回相談等の年間件数

小学校291件[222件]	中学校56件[63件]
就学前機関32件[19件]	家庭1件[24件]
相談機関55件[40件]	心理検査65件[43件]
合計500件[411件]	

⑦ 就学相談体制の充実

心身障害児就学指導委員会の開催とともに、就学相談件数（通級入級相談件数）の増加に対応するため、心身障害児就学指導委員会の下部組織として、在籍児童・生徒のうち通級入級に係る調査審議を専門に行う通級部会を開催した。

就学相談53件[46件] 通級入級相談24件[28件]

【就学相談結果】 (単位：人)

就学先	小学校	中学校	合計
特別支援学級（固定制）	11	8	19
特別支援学級（通級制）	19	15	34
特別支援学校	11	3	14
通常の学級	10	0	10
その他（私立学校等）	0	0	0
合計	51	26	77

⑧ 特別支援教育支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、メンタルサポートスタッフ（再掲10ページ）に加え、9月から特別支援教育支援員2人を雇用し、各学校からの要請に応じて派遣した。

⑨ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流（学校だよりの交換等）や直接交流（行事への参加等）を行った。

小学部副籍者 9人 [14人]

中学部副籍者 10人 [12人]

計 19人 [26人]

(学校教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ② 「特別支援教育東大和市マニュアル」を各学校の全教員向けに配布し、校内支援体制を推進する。また、校内委員会や特別支援教育コーディネーターが個別支援カードや個別指導計画を作成・活用できるように、巡回相談体制の充実を図る。
- ②④ 特別支援教育を推進するため、特別支援教育検討委員会等で校内委員会を中心として各学校で発達障害を含めた支援の必要な児童・生徒の早期発見・早期支援が行えるよう、体制づくりの検討を進める。また、保護者向けに特別支援教育の啓発パンフレットの作成を行い、特別支援教育における理解を深める。
- ③ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを活用した取組、周知・啓発を行う。
- ⑤ 要保護児童対策地域協議会に参画し、関係機関が連携を図ることで、障害のある幼児・児童・生徒の支援について一層の充実化が図れるか検討を行う。
- ⑥ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑦ 就学相談件数の増加や多様化に伴い、就学相談体制の一層の充実を目指す。

- ⑧ 特別支援教育支援員を有効に活用し、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。

(学校教育課)

(11) 伝統文化の理解

日本や世界の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむ。また、多様な文化に対する理解を深め、尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■施策の取組状況

① 日本の伝統文化に触れる機会の充実

小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。

寄席 1校

② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の作成

東大和市理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を作成し、小学校3年生に無償で配布した。

③ 社会科副読本改訂委員会の実施

副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を実施した。
年間3回

④ A L T（外国人講師）の派遣

小学校の総合的な学習の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、A L T（外国人講師）を派遣した。

派遣時間 小学校564時間[359時間]

(指導室)

■今後の取り組みの方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。
- ② 社会科副読本の一層の充実を図るため、「私たちの東大和」を見直す。
- ③④ 小学校に対するA L T（外国人講師）の派遣の拡充をする。

(指導室)

基本方針 3

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに、推進が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実に努める。

(1) 生涯学習の推進

「第二次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現を目指す。

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

(3) 社会教育活動への支援

公民館、図書館、博物館等社会教育施設の整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

(4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の保存・整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役である体育指導委員の研修の充実に努める。

(6) 施設の利用促進

次世代を担う子供たちが健やかに育つよう、青少年対策地区委員会や自治会、PTAなどの関係機関や文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、学習の機会や活動の場の確保に努める。

(1) 生涯学習の推進

「第二次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の振興を図り、生涯学習社会の実現を目指す。

■施策の取組状況

① 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、社会教育法第17条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会から諮問に答えるため、年11回[11回]会議を開催した。

② 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成21年度は、「ごみの出前講座」や「消費生活トラブルを防ぐために」など、市

民に身近な内容の講座が多かったため利用者数が増えた。

延べ15件[16件]、613人[320人]

③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介

生涯学習を推進するため、学びあいガイド21（市民による生涯学習）を1,240冊[945冊]、学びあいガイド（行政による生涯学習）を900冊作成・発行した。

また、学びあいガイド（行政による生涯学習）の中で、人材バンク制度の紹介をした。

④ 東大和市民文化祭

平成21年10月17日から11月3日までの18日間[17日間]実施し、観客は10,697人[10,948人]であった。

（社会教育課）

■今後の取組の方向性

① 引き続き、社会教育委員から意見を聞きながら、「第二次生涯学習推進計画」に基づく生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指していく。

② 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていく。

③ 市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。

（社会教育課）

（2）生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、生涯学習関連機関との連携・協力を図るとともに、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

① 東大和市社会教育団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体の7団体[8団体]に対して、合計3,846,400円[3,905,827円]の交付等の援助を行った。

② 東大和市生涯学習人材バンク

生涯学習人材バンクに44人[44人]が登録をしている。この制度の周知を図るため、登録者によるお試し講座を実施した。中央・蔵敷・狭山の公民館を会場として4日間で9講座[12講座]、77人[115人]の参加であった。また、人材バンクの利用は16件[7件]あり、393人[52人]の延べ参加者数であった。

（社会教育課）

■今後の取組の方向性

① 社会教育団体育成のため、補助金を交付していく。

② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、お試し講座の実施をしていく。

（社会教育課）

(3) 社会教育活動への支援

公民館、図書館、博物館等社会教育施設の整備に努め、学習・交流の機会や情報の提供を充実するとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 公民館運営審議会

公民館運営審議会制度は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施に伴う調査審議を年8回[8回]行った。

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数							定期 利用 グル ープ 数
		件	一般	市役所	主 催	有 料	合 計	利用率	
		人							
5 館 合 計	1,527	15,359	952	1,089	436	17,836	64.89%	386	
	[1,530]	[15,329]	[895]	[974]	[407]	[17,605]	[63.93%]		
		168,260	32,294	21,677	10,631	232,862			
		[173,028]	[26,132]	[19,608]	[8,587]	[227,355]			

※定期利用グループ数は、平成21年4月現在。

[]は前年度

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各館だよりは主に職員の各戸配布により、市民へ配布した。

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (5館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	190,100部 [186,400部]
中公タイムス (中央)	3回 (5、9、1月)	7,500部 [7,500部]
ハロー公民館 (南街)		8,530部 [9,000部]
こんにちは狭山公民館 (狭山)		7,500部 [7,500部]
あすなろだより (蔵敷)		3,900部 [3,900部]
こだまの森 (上北台)		12,000部 [12,000部]
合 計		229,530部 [226,300部]

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

(単位：回、人)

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数			
中央	3 [4]	6 [6]	222 [287]	3 [5]	30 [50]	938 [2,458]	3 [2]	16 [10]	389 [144]	2 [2]	20 [26]	290 [344]	— [—]	— [—]	— [—]	11 [13]	72 [92]	1,839 [3,233]
南街	1 [3]	3 [10]	193 [534]	— [—]	— [—]	— [—]	5 [5]	35 [33]	1,023 [975]	1 [1]	9 [9]	123 [216]	— [—]	— [—]	— [—]	7 [9]	47 [52]	1,339 [1,725]
狭山	2 [2]	7 [7]	118 [188]	— [—]	— [—]	— [—]	4 [4]	22 [21]	480 [312]	1 [1]	9 [7]	114 [84]	1 [1]	9 [9]	411 [357]	8 [8]	47 [44]	1,123 [941]
蔵敷	1 [2]	6 [7]	149 [186]	— [—]	— [—]	— [—]	3 [3]	17 [15]	296 [293]	1 [1]	9 [7]	130 [57]	1 [1]	6 [5]	144 [61]	6 [7]	38 [34]	719 [597]
上北台	1 [2]	4 [4]	79 [104]	— [—]	— [—]	— [—]	4 [4]	27 [17]	538 [311]	1 [1]	10 [8]	97 [145]	— [—]	— [—]	— [—]	6 [7]	41 [29]	714 [560]
新掘	1 [1]	1 [1]	17 [19]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	— [—]	1 [1]	10 [10]	678 [581]	2 [2]	11 [11]	695 [600]
合計	9 [14]	27 [35]	778 [1,318]	3 [5]	30 [50]	938 [2,458]	19 [18]	117 [96]	2,726 [2,035]	6 [6]	57 [57]	754 [846]	3 [3]	25 [24]	1,233 [999]	40 [46]	256 [262]	6,429 [7,656]

(中央公民館) []内は前年度

⑤ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし、年3回[3回]開催した。

⑥ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合計
購入 点数	11,335点 [11,198点]	3,160点 [3,262点]	4,343点 [4,350点]	18,838点 [18,810点]
購入 金額	25,368,808円 [25,384,672円]	5,716,758円 [5,690,324円]	7,536,014円 [7,728,723円]	38,621,580円 [38,803,719円]

⑦ 図書館と学校との連携

ア 中央図書館見学会

- ・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を知ってもらった。全10校・26クラス[24クラス]・779人[764人]

- ・ 保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。14園[11園]・492人[365人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では足りない部分の援助を行った。調べ学習の依頼127件[101件]、3,501冊[3,284冊]

⑧ リクエストサービス

他の利用者が借りている資料は返却され次第、市内の他館にある資料は取り寄せて提供した。また、市内で所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や他の図書館から借用・紹介して提供した。

- ・ リクエストサービス受付数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	インターネット	合計
21,820 [24,364]	6,066 [7,230]	8,505 [9,002]	19,296 [0]	55,687 [40,596]

[]内は前年度

⑨ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

- ・ 資料案内数 (単位：件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
14,884 [17,017]	1,700 [2,382]	6,834 [4,633]	23,418 [24,032]

[]内は前年度

⑩ 利用状況

インターネット予約の開始などにより、貸出点数は史上最高となった。

- ・ 貸出点数 (単位：点)

	平成21年度	平成20年度	比較増減
中央図書館	500,391	476,967	23,424
桜が丘図書館	107,463	101,913	5,550
清原図書館	161,280	146,667	14,613
合計	769,134	725,547	43,587

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑪ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし、年1回[1回]開催した。

⑫ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

常設展示のほか、企画展示室で博物館収蔵資料による「鳥の羽と巣 展覧会」や

「まわす民具」等の資料展示を行い、19,101人[18,465人]の入場があった。

ロビー展示は、小学生が狭山丘陵で学んだ植物観察や多摩地域に今も残る戦争の傷跡など、4つ[3つ]のテーマにより展示を行った。

旧日立航空機(株)変電所では、「多摩の戦跡写真パネル展」を行い338人[426人]の入場があった。

⑬ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影を行い、11,998人[11,285人]の入場があった。

一般投影では、「宇宙博物館へようこそ」(春番組)、「日食を100倍楽しむ」(夏番組)、「みんなが知ってる?!ブラックホール」(秋番組)、「日本人の愛した星々」(冬番組)等の投影を行い、観覧者は、7,054人[6,441人]であった。

特別投影は、「プレママのためのプラネタリウム」や「たなばたさまの星空」等の投影を実施し、783人[491人]の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、「今晚の星空」、「月の形と動き」等について博物館職員が解説した。市内外の学校の利用があり、全体で35校[36校]、2,509人[2,484人]の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ぼくらの宇宙旅行」(幼児番組)を投影した。市内外の幼稚園、保育園、児童館などからの観覧があり、31団体[34団体]、1,652人[1,869人]であった。

⑭ 郷土博物館の教育普及活動

狭山緑地自然ガイドを短時間の自然観察会として実施し、265人[293人]の参加があった。

星空に慣れ親しみ、夜空の星を観察し、環境を考える機会として、星空観察会を実施し、52人[49人]の参加があった。

昼間に観察できる太陽などを対象に昼間の星の観察会を実施し、310人[349人]の参加があった。

博物館講座は、史跡めぐり、植物画教室等を実施し、延べ797人[288人]の参加があった。

東村山ふるさと歴史館と共催した「狭山丘陵市民大学」及び「はじめての草木染め」に72人[57人]の参加があった。

⑮ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、9校[8校]685人[453人]の展示見学があった。

講師派遣及び出張授業として、理科・社会・生活科・総合的な学習に対応するよう、郷土博物館の職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境学習等を106件[89件]実施した。

⑯ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回[4回]、「星だより」を毎月、「自然観察シート」を10回[11回]発行した。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう、公民館に対する意見具申に努めていく。また、研修などに積極的に参加し知識の高揚に努めていく。
- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。
- ③ より多くの市民の方々に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていきたい。また、職員の各戸配付による各館だよりの配付は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。

(中央公民館)

- ⑤ 引き続き、館長に対して図書館奉仕について意見を具申し、市民により利用される図書館作りの一翼を担っていく。
- ⑥ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。
さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。
- ⑦ (ア) 学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。
また、生徒に対して図書館利用カードを作ってもらう機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。
(イ) 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。
- ⑧ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者に図書館だよりなどを通してその内容を周知する。
- ⑨ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

- ⑩ 清原地域は、高齢者世帯が多く、また小学校にも近い地域特性を考慮した資料の充実・向上に努めていく。

(清原図書館)

- ⑪ 引き続き、館長に対して郷土博物館の運営に関する基本的な事項について意見を具申し、魅力ある郷土博物館を目指していく。

- ⑫ 郷土博物館は、平成6年の開館以来15年が経過し、設備の各所に老朽化が目立つ。中には、機能が停止したままのものもある。また、常設展示の内容も開館以来変わっていない。今後、これらの計画的な改修を検討していく。

旧日立航空機(株)変電所は、貴重な戦災建造物である。これを平和教育に活用していく。ただし、一般公開するためには改修工事が必要となる。

- ⑬ プラネタリウムは機器の老朽化が懸念されているが、PR方法や上映番組の内容を検討し集客に努める。

- ⑭ 郷土博物館周辺の自然環境、市指定文化財や収蔵資料、プラネタリウム等の施設を有効に活用した教育普及活動を実施しており、今後もさらに充実していく。

一部の講習会等では参加者が少ないものも見られるため、内容やPR方法等をさらに工夫し、参加者の増加に努めていく。

- ⑮ 歴史・自然・天文については、児童・生徒が学習する上で必要なことから、充実に努めていく。

(社会教育課)

(4) 文化施設の整備・充実

郷土の貴重な文化遺産や伝統文化などを保存・継承し、史跡等の保存・整備に努めるとともに、文化施設の整備・充実に努める。

■ 施策の取組状況

① 文化財保護

文化財保護法第93条に基づく土木工事に伴う届出の受理・指導は5件[8件]で、そのうち職員が2か所(狭山2丁目、高木3丁目)[1か所]で試掘を行ったが、遺構や遺物などは発見されなかった。

(社会教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 指定文化財や収蔵資料は、適正に管理を行い、学校教育の教材としても活用されている。今後も、文化財の保存や継承に取り組んでいく。

(社会教育課)

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役である体育指導委員の研修の充実を図る。

■施策の取組状況

① スポーツ施設の整備

上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）及び桜が丘市民広場のグラウンド修繕を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

② スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っている体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

講演会派遣 10回[8回]

技術講習会 4回[2回]

(体育課 [社会教育課])

■今後の取組の方向性

① 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、引き続きスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を進める。

② 引き続き、地域のスポーツ指導者である体育指導委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。

また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。

(体育課 [社会教育課])

(6) 施設の利用促進

次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう、青少年対策地区委員会や自治会、PTAなどの関係機関や文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るなど、学習の機会や活動の場の確保に努める。

■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日（日・祝日の場合は翌日）から、先着順により貸出しを行った。

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	2, 218件 [2, 249件]	2, 967件 [3, 121件]
中 学 校	52件 [41件]	1, 849件 [1, 705件]

[] 内は前年度

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日(日・祝日の場合は翌日)から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

区 分	個 人	団 体	計
市民体育館	27,532件 [27,425件]	4,768件 [4,544件]	32,300件 [31,969件]
上仲原公園テニスコート	6,273件 [5,823件]	—	6,273件 [5,823件]
〃 野球場	—	734件 [742件]	734件 [742件]
桜が丘市民広場	—	1,997件 [1,922件]	1,997件 [1,922件]

[] 内は前年度

③ スポーツ活動の場の提供

自治会や青少年対策地区委員会及び障害者団体等と連携し、幼児から高齢者までの全市民を対象に、ふれあい市民運動会を実施した。

また、児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ふれあい市民運動会	9/27	1,300人[1,400人]	全市民
小・中学生ダンス教室	7/18～7/27(全5回)	延べ354人[331人]	小・中学生
インディアカ教室	7/25～8/29(全5回)	延べ53人 [72人]	中学生以上
レッツ！エンジョイ！！ ニュースポーツ	2/14	35人 [36人]	小学生とその保護者

(体育課 [社会教育課])

■今後の取組の方向性

① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。

② 市民体育館他4施設(市民プール・桜が丘市民広場・上仲原公園テニスコート・上仲原公園野球場(陸上競技場を含む。))については指定管理者制度を導入するので、指定管理者と連携を図る。

③ 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、指定管理者と連携し体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。

また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう指定管理者と連携し見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。

④ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図る上で大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うとい

う重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(体育課〔社会教育課〕)

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育改革を推進するにあたり、家庭・学校・地域の協働とすべての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

(1) 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校評価、開かれた学校づくりを一層推進する。

(2) 学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

(3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、研修会の充実や校内研修・OJTの活性化の支援をとおして校内における人材育成の仕組みを整える。

教員の大量退職時期を迎え、新規採用者がより円滑に教育活動のスタートが切ることができるよう初任者研修の充実を図る。

(4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に登用するなど、学校の運営方法を一層改善する。

(5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

(6) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、施設の耐震化を促進するとともに計画的な改修・改善を推進する。

(7) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

(8) 安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

(1) 学校運営連絡協議会

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民の参画を求めるとともに、学校評価、開かれた学校づくりを一層推進する。

■施策の取組状況

① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

全小・中学校において、年3回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見をいただき、学校経営へ反映させることができた。

② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関しての研修会を校長及び学校運営連絡協議会委員を対象に実施した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

(指導室)

(2) 学校特色化

市民から信頼され、魅力ある学校、特色のある教育活動を目指し、学校教育の改善を推進するために、校長がリーダーシップを発揮し、学校経営方針に基づく教育活動の取組や成果などを評価・検証する学校経営マネジメントサイクルを確立させ、学校の組織的な取組、自主性・自律性の確立を図るよう支援する。

■施策の取組状況

① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、教育活動の取組や成果を検証するために、学校運営連絡協議会を実施した。

② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。
当初訪問実施校 15校 15回

③ 指導室訪問の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観する

ことにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

指導室訪問実施校 15校 15回

(指導室)

■今後の方向性

①～③ 全小・中学校において学校経営計画の作成を進め、学校運営連絡協議会委員に外部評価を実施していただき、学校経営のマネジメントサイクルを確立させる。また、当初訪問及び指導室訪問の内容充実を図り、学校経営の支援を行う。

(指導室)

(3) 教員研修の充実

教員の授業力、生活指導等の対応力の向上を図るため、教員のライフステージに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修や学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。また、研修会の充実や校内研修・OJTの活性化の支援をとおして学校内における人材育成の仕組みを整える。

教員の大量退職時期を迎え、新規採用者がより円滑に教育活動のスタートを切ることができるよう初任者研修の充実を図る。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行い、また夏期休業中に宿泊研修会を行った。

対象教諭 22人[24人] 回数 15回[16回]

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1名の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、また夏期休業中に教科領域の指導についての学習指導法研修を行った。

対象教諭 40人[45人] 授業研究回数 延べ120回[135回]

③ 4年次授業観察の実施

4年次教諭を対象に、1名の教員につき年間1回の授業観察を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、校長の人材支援計画に基づいて指導主事が指導助言を行った。

対象教諭 21人[18人] 授業観察回数 21回[18回]

④ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

対象教諭 3人[4人] 回数 7回[7回]

⑤ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。都立東大和南高校、キッザニア東京、港区立御成門小学校への視察訪問、「新学習指導要領における外国語活動」や「企業経営における人材育成法」についての講演を行った。

対象校長・副校長 30人[30人] 回数 4回[6回]

⑥ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。「経営塾やまと」の内容に加え、元西武ライオンズ選手による講演（「真のリーダーになるために」－東大和市の子供の野球指導を通して－）を行った。

対象教諭 15人[16人] 回数 6回[6回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

職層に応じた研修内容を充実し、教員のライフステージに応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

(4) 教育ボランティア

教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に登用するなど、学校の運営方法を一層改善する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

教育情報室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。現状では図書館整備や行事補助など、限定された場面での活用にとどまる傾向がある。

教育ボランティアの登録数 126人[143人]

各学校の教育ボランティアの活用数 延べ655人[975人]

② 教育ボランティア連絡会の実施

教育ボランティアの資質の向上を図るために、連絡会を実施した。

教育ボランティア連絡会 1回[1回] 参加者数20人[20人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

教育情報室を拠点としてより多くの教育ボランティアを募集するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、中央大学、国立音楽大学等）への募集を進める。また、今後は教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

(指導室)

(5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

■施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈31ページ〉】

■今後の取組の方向性

施設の利用促進【再掲〈32～33ページ〉】

(6) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、施設の耐震化を促進するとともに計画的な改修・改善を推進する。

■施策の取組状況

① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 耐震化を促進するため、前倒し計画に基づき3校の校舎耐震二次診断を実施した。(六小、七小、八小)

イ 耐震化の前倒し計画に基づき5校の校舎耐震補強設計を実施した。(九小、十小、一中、三中、四中)

ウ 安全・安心な学校とするため、校舎耐震補強工事を実施した。(五小)

エ 校庭芝生化工事の設計を実施した。(四小)

オ プール塗装工事を実施した。(一小)

カ 地上デジタル化回線改修工事を実施した。(小学校)

キ 体育館雨漏り改修工事を実施した。(三中)

ク 防球ネット新設工事を実施した。(五中)

② 教育用テレビの地上デジタル化

平成23年7月からの地上デジタル放送の完全実施に対応するとともに、情報機器を活用した教育の一層の充実を図るため、国の補助金を有効に活用し、教育用テレビの地上デジタル化整備を行った。

ア 小学校(地上デジタル化回線回収工事を実施)

- ・ 50インチデジタルテレビ 165台
- ・ 32インチデジタルテレビ 10台
- ・ 50インチ電子黒板 10台

イ 中学校(平成22年度に地上デジタル化回線回収工事を予定)

- ・ 50インチデジタルテレビ 5台
- ・ 32インチデジタルテレビ 5台
- ・ 50インチ電子黒板 5台

③ 学校給食における今後のあり方の再検討について

平成20年4月に市長から教育委員会に対して、「学校給食における今後のあり方の再検討について」(依頼)があった。このことを踏まえて、教育委員会から「東大和市学校給食計画(案)」を東大和市学校給食センター運営委員会に諮問し、平成22年2月に答申を得た。

・ 主な内容

(ア) 給食センター方式により、個々食器を用いて全小中学校へ給食を提供する

ことが望ましい

- (イ) 新しい給食センターは工業地域に新たに用地を求めて建設するのが望ましい。具体的な候補地については、桜が丘市民広場の一部とする現在の案が望ましいが、より広い用地が確保できればさらに望ましい
- (ウ) 新しい給食センターにおいては、食育及び食物アレルギー対応について現在より更に充実した取組みを行うことが望ましい
- (エ) 新しい給食センターの早急な建設を強く求める

(給食課)

■今後の取組の方向性

- ① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性の確保を併せ地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の耐震化の推進を図る。
- ④ デジタルテレビや電子黒板の整備により、視聴覚教材や映像メディアの活用を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の育成を図る。

(学校教育課)

- ⑤ 学校給食における今後のあり方の再検討について、東大和市学校給食センター運営委員会からの答申を踏まえ新給食センター建設について事業化を図る。

(給食課)

〔7〕危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

■施策の取組状況

① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、指導室に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内各小・中学校、東大和警察署生活安全課等に連絡し、指導室は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

件数 40件[28件]

(指導室)

② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

ア 講習会(全児童を対象に講習及びペーパーテスト) 修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

（単位：人）

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	44 [50]	警察署・駐在署員	19 [21]
児 童	788 [781]	交通安全協会	66 [76]
PTA・保護者・青少 年対策委員	132 [111]	教育委員会・土木課	30 [30]

③ スタントマンによる体験型交通安全教室

交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。

ア 実施日 第一中学校 平成21年4月17日（金）
午後1時30分～午後3時00分

第三中学校 平成21年4月30日（木）
午後1時30分～午後3時00分

イ 参加者 全生徒、PTA、警察署、教育委員会・土木課

（学校教育課）

■ 今後の取組の方向性

- ① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。
（指導室）
- ② 児童の交通事故は全体的には減少しているものの、依然として自転車による事故の割合は高いことから、交通事故を防止するため、引き続き警察、安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。
保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。
- ③ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室を、各中学校で実施していく。

（学校教育課）

（8）安全対策

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）の取組や学校安全ボランティア（スクールガード）等による登下校時の見守り活動を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■ 施策の取組状況

- ① スクールガードのボランティア保険に加入

スクールガード（学校安全ボランティア）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害保険と賠償責任保険が一体になったボランティアに加入した。（244人加入）[149人加入]

② スクールガード養成講習会の開催

各小学校で活動しているスクールガードの養成を図るとともに、参加を呼びかけるため、スクールガード養成講習会を開催した。

- ・実施日 平成21年11月25日（水）午後2時～3時30分
- ・場所 市役所会議棟
- ・内容 街の安全と見守りについて
- ・参加者数 16名[20]

③ スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）による巡回指導

元学校長1名を委嘱し、各小学校を巡回して安全施設の点検や指導・助言を行った。

平成21年12月～平成22年1月・・・小学校 10校[中学校 5校]
(学校教育課)

④ セーフティ教室の実施

全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。

非行防止16回 犯罪被害防止21回 ハイテク犯罪防止11回（重複回答）
(指導室)

⑤ 地域安全マップづくりの推進

児童が通学路における危険から身を守るための力を育めるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。

- ・親子点検の結果で作成 4校（三・四・七・八小）[9校 一・二・三・四・五・七・八・九・十小]
- ・授業の中で作成 3校（一・二・七小）[7校 一・二・五・七・八・九・十小]
- ・教員・PTA・ボランティアが参加 3校（一・六・十小）[6校 一・三・四・五・六・十小]

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

①② スクールガードがそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。

③ スクールガード・リーダーを配置し、小学校の安全施設の点検を行っていく。
(学校教育課)

④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。
(指導室) (学校教育課)

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

1 聖徳大学 児童学部教授 廣嶋 憲一郎

平成21年度の東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書には、施策の取り組み状況を具体的な事実や数値で表すと共に、今後の取り組みの方向を示すなどの工夫が見られる。

数多くの施策の中から特に有効であったと思われるものは、基本方針1では「人権教育の推進」「いじめ・不登校の対策」、基本方針2では「国際社会への対応」「基礎学力の向上」「食に関する教育の充実」「特別支援教育の推進」、基本方針3では「生涯学習の推進」「社会教育活動への支援」、基本方針4では「教員研修の充実」「学校施設等の整備」などを挙げることができる。

「人権教育の推進」では、各学校における体罰防止プランの作成により、信頼関係に基づく指導が定着してきている。「いじめ・不登校の対策」では、各種の人的支援に加え、不登校対策研究推進チームの設置により、不登校児童・生徒が20%減少している。

「基礎学力の向上」では、全校に学習指導員を配置し、習熟の程度に応じた少人数指導が実施されている。「特別支援教育の推進」では、幼稚園・保育園からの入学支援体制の整備や特別支援ネットワークなどの支援策が整備されつつある。

「生涯学習の推進」では、講座内容等の工夫により多摩湖塾の参加者が2倍に増えるなどの成果が生まれている。「社会教育活動への支援」では、図書の出借件数が史上最高になるなど、市民のニーズに応じた支援が工夫されている。

「教員研修の充実」では、新規採用者の増加に伴い、初任者研修、2・3年次研修等の充実が図られている。また、ライフステージに応じた研修体系や校内OJTの活性化への支援も行われている。「学校施設等の整備」では、耐震化の前倒し計画や教育のICT化が積極的に実現されている。

なお、「教育ボランティアの活用」では、活用数が必ずしも増加しているとはいえない。ボランティアの活用は、学校と市民が一体となって教育を活性化するための有望な施策である。具体的な方策を提示するなどして活用幅が拡大することを期待したい。

これらの成果や課題が今後どのように受け継がれていくのか興味深いものがあり、それぞれの施策に掲げられた今後の取り組みの方向性に期待しているが、本年度の施策は既に結果の段階に至っている。今後は、報告書の点検・評価の時期を見直し、当該年度の点検・評価が翌年度の施策に反映されるように工夫することが必要であると考えます。

2 元海外日本人学校長 鈴木 恭平（市民公募）

子どもは、この世界の次代をになう大切な宝である。子どもたちを心豊かにたくましく育てることをめざし、それらを支える父母や市民の生涯教育の充実も含め、教育委員会に課せられた業務は広範にわたる。平成21年度の事務の

執行は、多くの改善点にも取り組み精力的にためされたと評価する。更に充実した施策を期待し、その具体的な取り組みについて学校教育に焦点を当てて以下に記す。

1. 学校の主体性を確立し信頼を得る。

学校に寄せられる声は今ほど多い時はないといわれる。建設的なものだけでなく、中には理に合わないものも多くあるとも聞く。それがために教員の萎縮も見られ、総体的な教育方針になりがちである。「今、本校に何が必要なのか」を、寄せられる声も虚心坦懐に聞く耳を広げる中で、プロである教員集団が鋭意議論を尽くし、毅然とした「本校の重点指導」の具体的な目標を設定する。その取り組みや成果については、父母だけでなく地域住民にも広く知らしめる広報活動の拡大を望む。家庭、地域、学校の連携はまず、「知ってもらう」から始めなければならない。また学校の主体性の発揮には、先頭に立って教員を指導する校長の勇氣あるリーダーシップとそれを支える教育委員会の勇断も求められる。

2. 学力の向上を主眼に。

思考力・判断力・表現力の育成に力点を置いた施策は評価されるが、その取り組みで重視されなければならないのは教員の指導力の中の「授業力」である。優れた授業力を培うためには、平凡な行為であるが、「授業を見合う」ことを基に、授業研究による研修の活性化が求められる。「己をさらけ出すことは、子どものためになる。」を共通語にして更に充実してほしい。学習指導員による指導においては、法令順守の義務も課されているのだから、子どもの生活指導上の問題点も伝えて学習効率の向上を図られたい。

3. 夢をふくらませる教育を。

「自分にもやれる。」という自信を持たせることが、自らを進んで学習する力を育む。カリキュラム作成においては「進路指導の充実」を期し、単に上級学校や職業の紹介にとどまることなく、「その職業に就くための具体的な手立て」を丁寧に指導したい。「これなら自分もなれる。」と思えることが、落ち込んでいる子どもをしても自己実現への夢を抱かせる。その夢の実現のために努力する子どもを多くしたい。

4. 楽しい学校

「いじめはあるかもしれない」との考えを学校は持つべきである。“かもしれない”における“ある”の比重を大きくする。いじめは見えないから、その底にある陰湿さと怖さは言語に絶する。アンケートはやりの昨今だが、漏らした子どもは更に徹底したいじめにあうので、容易には発見できない。「家庭での様子の変化」からその端緒の把握ができることがある。家庭からの情報の集約方法を工夫して、対処してほしい。「いじめがなく、勉強がよく分かる。」これが楽しい学校の基本である。

最後に、信頼される学校づくりには「学校からの広報活動の拡充」を再記して結びとする。

3 前東京都立東大和高等学校 PTA 会長 内田 裕子（市民公募）

平成 21 年度から行われている「東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価」も 3 年目を迎えました。特に学校教育では想像以上に様々な事業を行い、着実な成果を上げていることがわかり、一市民として頼もしく感じました。以下、特記すべき点を列挙します。

- ① 「教育の日やまと」並びに「道徳授業地区公開講座」への参加者が増加したことは、保護者や市民に対し学校に目を向ける機会づくりに貢献しております。
- ② 東大和市あいさつふれあい月間」はスポット的に実施しているが、挨拶はコミュニケーションの第一歩。大人が範を示すことは重要であり、地域を巻き込んだ運動に是非展開していきましょう。
- ③ 20 年度に設置した不登校対策研究促進チームは、19 年度 127 名、20 年度 107 名、21 年度 85 名と不登校児童・生徒が減少しており、それに呼応してメンタルサポートスタッフの派遣件数も減少し、着実に成果を上げております。今後も児童・生徒が楽しく通学できるよう各機関との連携を図り、事業を進めてください。また、広く教育関係者に、不登校対策研究促進チームが行ったことを具体的に示すことで、成果を役立ててください。
- ④ 別支援教育では、発達障害等の早期発見・早期支援システムの確立は急務です。安心できる子どもの将来の設計図を示すことで、保護者の不安を解消し理解を深めることができます。保健・医療、福祉等専門分野の関係者に加え、事業者や近隣住民など生涯にわたる幅広い支援が充実するよう、さらに関係機関との連携をはかってください。
- ⑤ 日本語指導員の派遣」は、対象者が 11 名で派遣時間は一人当たり 28 時間です。各人の日本語能力に差はあると思いますが、基礎学力をつける大事な時期ですので、教育ボランティアなどの活用を検討してください。
- ⑥ 「教育ボランティア」は、登録数並びに活用数が減少しています。学校は大変忙しく、ボランティアに適切な業務の研修や指示ができないことが原因と推察されます。ボランティア募集時に、教材の印刷・授業の補助等具体的なサポート事項を示すなど、工夫をし、ボランティアの志に応えてください。特に学校教育は、学校・家庭・地域が作り上げていくものです。そのためには、市民に施策や事業内容をわかりやすく伝えることが重要です。本報告書がその役割を担うことを期待しております。

東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東大和市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務（東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）に基づき教育長に委任した事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、毎年度委員会が策定する基本方針に基づく主要な施策（以下「主要施策」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価を毎年度1回実施するものとする。

2 点検及び評価は、前年度の主要施策の取組状況を確認し、その成果を取りまとめ、主要施策の課題及び今後の方向性を示すものとする。

3 点検及び評価の実施に当たっては、教育に関する学識経験を有する者から意見を聴取するものとする。

(点検及び評価の報告書の作成等)

第4条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成するものとする。

2 委員会は、前項に規定する報告書を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年12月25日から施行する。

平成21年度東大和市教育委員会の権限に属する
事務の管理執行状況の点検及び評価報告書

平成23年3月発行

発行 東大和市教育委員会
編集 学校教育部 学校教育課
〒207-8585
東京都東大和中央3-930
TEL 042-563-2111(代表)
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>